

公布された規則のあらまし

◇静岡県行政組織規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

- (1) 健康福祉部感染症対策局に新型コロナ対策企画課及び新型コロナ対策推進課を置くこととしました。
(第10条、第12条、第67条関係)
- (2) 静岡県中央児童相談所等を藤枝市瀬戸新屋に移転することとしたことに伴い、必要な改正を行いました。
(第20条、第22条、第26条、第27条関係)

2 施行期日

この規則は、1の(1)については令和3年10月15日から、(2)については同年11月1日から施行することとしました。